

(設置)

第1条 弘前大学大学院地域社会研究科に、弘前大学大学院地域社会研究科学務委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) カリキュラム及び授業計画に関すること。
- (2) 学生の異動（休学，退学），長期履修及び修了等，学生の学籍に関すること。
- (3) 学生の褒賞及び懲戒に関すること。
- (4) その他，学務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長が指名した副研究科長
- (2) 各講座から選出された教員1名
- (3) その他委員会が必要と認めた者

(学務委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 第3条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第7条 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、当該委員の指名した者が委員として代理出席をすることができる。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、人文・地域研究科事務部において処理する。

(その他)

第10条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（令和5年2月22日）

- 1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 弘前大学大学院地域社会研究科学務委員会申合せは、廃止する。